

滋賀県子ども基本条例

出前講座

子どもの権利を、みんなで考えてみませんか？



滋賀県では、子どもの権利が守られ、すべての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現を目指して「滋賀県子ども基本条例」を制定しています。

この出前講座は、子どもの権利について、学び、考え、活かしていくことを目的に、実施しています。



こんな方におすすめ！

- ✦ 学校・教職員・行政関係者
- ✦ 企業・事業所の研修
- ✦ 地域活動・ボランティア団体
- ✦ PTA・子育て支援団体 など

講座内容の例

① 子どもの権利とは？



子どもの権利の基本や、なぜ大切なのか学びます。

② 滋賀県子ども基本条例とは？



条例の内容や、滋賀県が行う事業について、説明します。

③ 子どもの意見の尊重



子どもの意見を聴き、その意見を尊重することの大切さを伝えます。

④ 社会全体で、子どもの権利を守る



子どもに関わる人だけでなく、社会全体で子どもの権利を守ることに繋がります。



対象

県内の地域、学校、企業などの団体



講師

滋賀県子どもの権利委員会の委員（弁護士、大学教授など）または県職員



費用

無料

※講師派遣にかかる費用はいただきません。



時間

30分～1時間程度

※ご希望に合わせて、調整します。



こんなところに出向きます！

- ・学校の人権学習・研修（生徒・教職員）
- ・企業・事業所の研修
- ・地域の集まり
- ・PTAやこども会 などなど

お申し込みの流れ

① お申し込み

右の二次元コードより、滋賀県HPにアクセスし、お申し込みください。

滋賀県HP



② 講師・開催日程の調整

ご希望の日時・テーマ・内容を確認し、講師を調整します。

※ご希望に応じて、事前打ち合わせも行います。

③ 出前講座実施！

講師が伺い、講座を実施します。

お気軽に、
ご相談ください！

お問い合わせ

滋賀県 子ども若者部 子どもの権利室

☎ 077-528-3587 ✉ kodomo-kihonjorei@pref.shiga.lg.jp

滋賀県

子どもの権利が守られ、すべての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会を目指しています。

条例について詳しくはこちら ▶

